

令和 6 年度 第 2 回宇部市公文書等管理委員会 会議の概要

日 時：令和 6 年 1 0 月 2 1 日（月） 14 時～15 時

場 所：宇部市役所 本庁 3 階 入札室

出席者：【委員】3 名

【事務局】5 名

【傍聴者】1 名

1 公文書の定義について（案）

（事務局）「公文書の定義について」作成したガイドラインについて

これまで本市においては、公文書の定義について、宇部市情報公開条例第 2 条第 2 項において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録であって、決裁若しくは供覧又は記録管理の意思決定の手続が終了し、当該実施機関が保有しているもの」としていたが、この度宇部市公文書等管理条例の施行に合わせ、この定義を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に改正することにした。

このガイドラインは、本市の保有する公文書の範囲について定義することで、公文書の作成について特に気をつけなければならない事項を明らかにすることにより、統一した取扱いを実現するとともに、公文書の適正な管理に寄与することを目的としている。

（委員会）

下書きとして作成した資料は、公文書とならないということだが、外部に向けて見せた資料等は、公文書に該当するのか、その判断は個別の判断となるのか。

（事務局）

判断としては、例えば市民の方に説明するために資料を作成して、その資料を課内で共通に認識して組織的に使用した資料となると、公文書となる。

（委員会）

定義が変わることによって、公文書の量はどのようになるのか。大量に増えるのか。

（事務局）

システムには添付していないが、現在も作成している資料などが主に該当するようになり、今後は適正に保管していくための改正なので、大量に増えるものではないと考える。

2 廃棄予定簿冊の歴史公文書等妥当性について

※審議内容については非公開